



国民健康保険被保険者のみ みなさまへ

【医療費通知】

総医療費などをお知らせするため、確定申告時の医療費控除にも活用できる医療費通知を発送しています。

医療費通知の送付が申告に間に合わない場合は、領収書を参考に「医療費控除の明細書」へ別途記載が必要となります。

通知の発送時期

4月末、6月末、8月末、10月末、
12月末、2月末の年6回

【ジェネリック医薬品差額通知】

お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる方に、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品差額通知」を送付しています。

通知の発送時期

7月末、1月下旬の年2回

問合せ 税務課 国保係

☎ 55-5328

（本庁舎2階4番窓口）

後期高齢者医療被保険者の みなさまへ

1 交通事故などにあったとき

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、マイナ保険証または資格確認書を使って治療を受けたときは、必ず市へ届出してください。また、自損事故の場合も届出が必要です。

2 不審電話にご注意ください

全国各地で、厚生労働省等の職員を騙り個人情報を聞き取ろうとする事例が発生しています。

不審な電話があった際は、安易に個人情報（氏名・住所・生年月日・世帯構成など）を教えないでください。広域連合、県、市町村及び厚生労働省の職員が、電話（自動音声案内を含む。）でマイナ保険証や資格確認書の不正利

用の確認や、被保険者宅に訪問し、有効期限切れの保険証の回収などの業務を行うことはありません。

不審な問い合わせや訪問がありましたら、相手の身分（所属・氏名など）を確認し、下記までお問い合わせください。

問合せ ・税務課 国保係

☎ 55-5328

（本庁舎2階4番窓口）

・青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821

高血糖改善塾のお知らせ

糖尿病を治療中の方や血糖値が気になり始めた方、糖尿病について正しい知識を学んでみませんか？糖尿病専門医が、最新の治療法も交えながら、わかりやすく解説します。

①知っておきたい糖尿病の最新治療～肥満症治療も含めて～

日時 2月19日(木) 13:30～15:00

講師 今村クリニック院長今村恵市氏

②糖尿病の食事療法

日時 2月26日(木) 13:30～15:00

講師 市管理栄養士

①、②とも

場所 本庁舎4階 大会議室1

申込締切 開催日の2日前（火曜日）まで

参加費 無料

問合せ・申込み

子育て健康課 健康推進係

☎ 55-5819

（本庁舎2階10番窓口）



「高血圧ゼロのまち推進賞」を受賞しました

市では、日本高血圧学会の承認を受け、令和4年度から高血圧ゼロのまちモデルタウン事業を開始し、特定健診・後期高齢者健診（集団）や3歳児健診で尿中塩分検査を実施、高血圧講座や保健指導等に取り組んでいます。これらの取組が評価され、令和7年10月17日開催の第47回日本高血圧学会総会において「高血圧ゼロのまち推進賞」を受賞しました。

●貸出用の血圧計あります

皆さん、毎年健診を受けていますか？家庭血圧を測っていますか？自分の血圧を知ることが、毎日の健康管理につながっていきます。貸出用の血圧計がありますので、希望する方は子育て健康課健康推進係までご連絡ください。

問合せ 子育て健康課 健康推進係

☎ 55-5819

（本庁舎2階10番窓口）





保育所などの 入所申込について

4月から新たに入所を希望するお子さんは支給認定・利用申込みが必要です。受付期限終了後は、定員に空きがある施設のみの受付となりますので、お早めにお申し込みください。

受付期限 1月30日(金)
受付時間 8:15～17:00
※土日祝日を除く。

※市外にある施設の利用を希望する場合、受付期限が早まる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 子育て健康課 子ども支援係
☎ 55-5832
(本庁舎2階9番窓口)

子育てのための施設等 利用給付認定申請について

4月から新たに子育てのための施設等利用給付を希望するお子さんは給付認定申請が必要です。認定を希望される方は、忘れずにご申請ください。

受付期限 1月30日(金)
申請場所
①幼稚園、認定こども園(教育部分)
の預かり保育を利用する場合
→必要書類を施設へ直接提出
②認可外保育施設などを利用する場合
→子育て健康課子ども支援係、尾上・碓ヶ関総合支所庶務係へ提出

問合せ 子育て健康課 子ども支援係
☎ 55-5832
(本庁舎2階9番窓口)



平川市オレンジカフェ 「ささえあい」を開催します

オレンジカフェ「ささえあい」は、認知症の方やそのご家族、認知症に関心のある方が、相談したり交流できる場所です。毎月1回のペースで開催しています。

日時 2月7日(土) 9:00～12:00
場所 第2庁舎
参加費 無料
内容 何でも相談会
歯科医師や薬剤師など、様々な専門職が、あなたのお悩みにお答えします。また、同会場でQOL健診も行います。

※シニアカーの展示、骨密度測定、ベジチェック®、お弁当、お菓子、コーヒーなどの販売もあります。

問合せ 高齢介護課 地域包括支援係
☎ 55-5374
(本庁舎2階12番窓口)



行政・人権相談所を 開催します

日常生活の中で困っていることや人権に関することでお悩みの方、行政に関する苦情や意見などがある方は、この機会に相談所をご利用ください。

日時 2月27日(金) 10:00～15:00
場所
・平賀地域 本庁舎4階 大会議室1
・尾上地域 尾上地域福祉センター1階 ふれあい総合相談所
・碓ヶ関地域 碓ヶ関公民館 2階 談話室

問合せ 市民課 市民係
☎ 55-5309
(本庁舎2階4番窓口)

あおもりマッチングシステム「AIであう」出張登録会を開催します

結婚を希望される方の出会いを支援するため、青森県が運営するあおもりマッチングシステム「AIであう」の出張登録会を開催します。

「AIであう」は、結婚を前提とした真剣な出会いを希望する男女が、プロフィールや希望条件を登録することで、システムが最適な相手をAIでピックアップし、紹介するサービスです。この機会にぜひご登録ください。

日時 2月8日(日)
① 9:00～10:00
② 10:00～11:00
③ 11:00～12:00
④ 13:00～14:00
⑤ 14:00～15:00
⑥ 15:00～16:00
場所 本庁舎4階 大会議室1
定員 ①～③ 各回男性1名
④～⑥ 各回女性1名
必要書類 免許証等の本人確認書類、独身証明書、収入証明書

※その他詳細はあおもり出会いサポートセンターホームページ、市ホームページをご確認ください。



あおサポ



市ホームページ

問合せ・申込み
政策推進課 政策推進係
☎ 55-5737
(本庁舎3階21番窓口)





令和7年度青少年健全育成 平川市民大会を開催します

青少年育成平川市民会議では、市民ぐるみでの青少年健全育成の推進を目的に本大会を開催します。

日時 2月7日(土) 9:00～11:30
(受付 8:30～)

会場 タカシン文化センター（平川市文化センター） タカシンホール（文化ホール）

内容

①講演会

テーマ「市内子ども会広域活動の事例報告」

講師 平賀公民館職員

②青少年の主張

- ・市内中高生による日頃感じていること、夢、未来などの発表
- ・友好親善都市である南九州市への国内交流派遣生による感想発表

※一部のみ観覧も可

※どなたでも観覧できます。

問合せ

生涯学習課 社会教育係（タカシン文化センター（平川市文化センター）内） ☎ 44-1221



「ひらかわの寺子屋」を開催 します

【伝統文化鑑賞会①～伝統と自然が編み出すあけび蔓細工～】

日時 2月7日(土) 10:30～11:30
受付は 10:00～

場所 タカシン文化センター（平川市文化センター） 2階 中研修室

内容 あけび蔓細工の歴史・制作の解説や実物鑑賞を通して地域の伝統文化について学ぶ講座

講師 有限会社 宮本工芸

参加費 無料

定員 18歳以上の方 30名（先着順）

申込方法 電子申請または電話

受付期間 1月16日(金)～2月3日(火)
※電話受付は休館日を除く火曜日～土曜日の9:00～17:00です。

※電子申請での申込みや講座の詳細は市ホームページをご確認ください。



【伝統文化鑑賞会②～心躍る津軽民謡・津軽手踊りの世界～】

日時 2月21日(土) 13:30～14:30
受付は 13:00～

場所 タカシン文化センター（平川市文化センター） 2階 中研修室

内容 千葉勝弘社中による津軽民謡・津軽手踊り・津軽三味線の演技鑑賞などを通して地域の伝統文化について学ぶ講座

講師 千葉勝弘社中

参加費 無料

定員 18歳以上の方 50名（先着順）

申込方法 電子申請または電話

受付期間 1月20日(火)～2月17日(火)
※電話受付は休館日を除く火曜日～土曜日の9:00～17:00です。

※電子申請での申込みや講座の詳細は市ホームページをご確認ください。



問合せ・申込み

平賀公民館（タカシン文化センター（平川市文化センター）内）

☎ 44-1221



令和7年度「文学講座」を 開催します

文学作品をより深く理解し、読書の楽しさを知っていただくために、文学講座を開催します。お気軽にご参加ください。

日時 2月28日(土) 13:30～15:30

場所 タカシン文化センター（平川市文化センター） 2階 小研修室 3・4

テーマ NHK連続テレビ小説から

小泉八雲『怪談』の世界

～「ばけばけ」を楽しもう～

講師 浅瀬石久仁子氏（弘前学院大学非常勤講師）

受講料 無料

対象者 中学生以上の市民または読書会会員の方

募集定員 30名

※定員になり次第締め切ります。

申込期間 1月27日(火)～2月20日(金)

※申込みは休館日を除く9:00～17:00です。

問合せ・申込み 平賀図書館

☎ 44-7665

青森県特定（産業別）最低 賃金改定のお知らせ

青森県特定（産業別）最低賃金	改定内容 時間額	効力発生日 (令和7年)	改定前 時間額
鉄鋼業	1,109円	12月21日	1,045円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,045円	12月21日	968円
百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業	1,029円	11月21日	956円
自動車小売業	1,029円	11月21日	963円

（参考）

令和7年11月21日からの青森県最低賃金 1,029円（改定前 953円）

※詳しくは、青森労働局ホームページからご覧になれます。



※最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については

青森働き方改革推進支援センター

☎ 0800-800-1830 にお問い合わせください。

問合せ 青森労働局労働基準部賃金室

☎ 017-734-4114



赤十字活動にご支援をお願いします

災害や事故、病気など、思いがけない困難に直面した人々に寄り添い、赤十字は、いのちと健康を支える活動を続けています。災害時の救援、防災・減災や救急法の講習、ボランティア活動、青少年の育成そのすべては、皆さまの思いやりによって成り立っています。あなたの支援が、見えない誰かの「ありがとう」につながり、その一歩が、大切ないのちを守る確かな力になるのです。

赤十字の活動は、皆さまからの会費や寄付金によって支えられています。

どうか、あたたかい支援をよろしくお願いいたします。

問合せ

- ・日本赤十字社青森県支部 総務課 会員係
☎ 017-722-2011
- ・日本赤十字社青森県支部平川市地区 担当課 福祉課
☎ 55-5378



青森県消費生活センターからのお知らせ ～意図しないサポートサービスに注意！～

今回は、サポート契約に関するトラブル事例です。

クレジットカードの請求がいつもより高額だと思い、カード会社に確認したところ、「お財布サービス」や「医療サポート」という全く身に覚えのない定額サービスの料金が1年ほど前から請求されていたことがわかりました。同じく1年ほど前、海産物販売の電話勧誘があり、数回購入しましたが、この海産物の購入時に定額サービスの契約がされていました。

この事例は、本人が気付かないうち

に、本来の契約とは関係のない定額サービスの契約をさせる悪質な手口です。特に、高齢者の方からの相談が多くなる傾向にありますので、周囲の方の見守りで高齢者を悪質業者から守りましょう。

契約トラブルで困った時は、消費者ホットライン 188 に相談してください。

問合せ 青森県消費生活センター
☎ 017-722-3343



個人住民税の特別徴収の推進について

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、地方税法の規定により、給与支払いの際、「個人住民税の特別徴収」を行うことが義務付けられています。

このため、県と県内全市町村では、個人住民税の特別徴収の完全実施を進めており、原則として全ての事業主の方に特別徴収を行っていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の取組全般（中南地域）については下記連絡先へ、手続きなどについては従業員の住所の市町村へお問い合わせください。

※個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）へ毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって納入していただく制度です。

なお、個人住民税の特別徴収は、市町村が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をしたりする手間がかかりません。また、従業員が自分で納付する「普通徴収」に比べ納め忘れがなく、1回当たりの納付額の負担が少ない（原則年4回→年12回）など、従業員にとって大変便利な

制度となっています。

問合せ

青森県中南県税事務所 納税管理課
☎ 32-4341

家畜（鶏含む）飼養者の皆様へ～令和8年定期報告の時期になりました～

家畜伝染病予防法第十二条の四に基づき、家畜（鶏を含む）飼養者は毎年県に定期報告することが義務付けられています。次の家畜の飼養者は忘れずに報告するようお願いいたします。

報告対象家畜 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏（青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八など含む）、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、エミュー

報告内容 令和8年2月1日時点の頭羽数

報告様式 「定期報告書」

※農林課窓口で配布します。

※つがる広域家畜保健衛生所ホームページにも掲載しています。



提出方法 農林課生産振興係まで郵送または持参

報告期限 2月27日(金)

問合せ

- ・農林課 生産振興係
☎ 55-5718
(本庁舎3階18番窓口)
- ・県西北農林水産事務所つがる広域家畜保健衛生所
☎ 0173-42-2276





市営住宅の入居者を募集します

団地名 西の平団地（苗生松下東田 41- 2）

募集戸数 3 戸（2 階：1 戸、4 階：2 戸）

間取り 3 DK、エレベーターなし ※ペット不可。

使用料（家賃） 世帯の合計所得の月額に応じて決定されます。（15,500 円～ 32,500 円程度） ※共益費別途。

申込期間 1 月 15 日（木）～ 2 月 13 日（金） ※土日祝日を除く。

受付時間 8：15 ～ 17：00

入居の決定 申込戸数が募集戸数を上回った場合「平川市営住宅入居者選考委員会」の意見を聞き、決定します。

入居時期 3 月下旬（予定）

申込資格

- ・住宅に困窮している方（持ち家がないなど）
- ・親族と 2 人以上で入居する方
※ただし、要件を満たせば単身で入居できる場合もあります。
- ・世帯の合計所得が月額 158,000 円以下の方
※高齢者、障がい者、未就学児童がいる世帯は 214,000 円以下となります。
- ・暴力団員でない方
- ・住民税を滞納されていない方



※申込方法などにつきましては、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問合せ・申込み 福祉課 福祉総務係 ☎ 55-5378（本庁舎 2 階 14 番窓口）

黒石税務署からのお知らせ

確定申告は、スマホ（又はパソコン）とマイナンバーカードを利用して、自宅から e-Tax で 24 時間申告することができますので、是非ご利用ください。

令和 7 年分確定申告書作成会場をご利用される方へ

黒石税務署の申告書作成会場は、黒石税務署 2 階大会議室です。

開設期間 2 月 16 日（月）～ 3 月 16 日（月）（土、日、祝日を除く）

※不動産譲渡（売却）及び贈与税の申告相談は、火曜日・木曜日です。

開設時間 9：00 ～ 17：00

会場への入場には「入場整理券」が必要です

入場整理券は、会場で当日配付（16：00 最終配布、なくなり次第終了）するほか、LINE を利用したオンラインによる事前発行も可能です。

※事前発行可能期間が設けられています。

・LINE のお友達追加はこちら



※ 申告書作成会場では、スマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書を作成、e-Tax により送信（提出）していただきますので、お持ちの方はご持参の上、ご来場ください。なお、マイナンバーカードに設定した 2 種類のパスワードが必要となります。また、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を来場前に必ずご確認くださいませようお願いします。

※マイナポータル（ご利用には事前準備が必要です。）と連携することで、医療費やふるさと納税などのデータが申告書に自動入力となり、スムーズに申告書が作成できますので、是非、来場前に事前準備の上、ご来場ください。



問合せ 黒石税務署 ☎ 52-4111

※1 月 5 日（月）から 3 月 16 日（月）の期間は、自動音声案内で「0」番を選択してください。



「第3期平川市空家等対策計画（案）」のパブリックコメントを実施します

市では、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第3期平川市空家等対策計画」の策定を進めています。

策定にあたって、市民の皆様のご意見・ご提案を募集するため、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

案件 「第3期平川市空家等対策計画（案）」

募集期間 1月15日(木)～2月16日(月) 最終日必着

閲覧方法 市ホームページまたは次の場所で閲覧できます。

- ・本庁舎政策推進課（本庁舎3階21番窓口）
- ・第2庁舎 建築住宅課
- ・尾上総合支所（尾上地域福祉センター内）
- ・碓ヶ関総合支所
- ・葛川支所

※閲覧は、土日祝日を除く8:15～17:00

意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内の事務所または事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・市に対して納税義務を有する方
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

意見の提出方法 平川市パブリックコメント意見提出様式に、案件名のほか、氏名および住所（法人などの場合は名称および代表者名、所在地）などを漏れなく記入し、次のいずれかの方法でご提出ください。

意見提出様式は、市ホームページや閲覧場所で入手できます。

- ・郵便 〒036-0104 平川市柏木町藤山16番地1 平川市役所 建築住宅課 宛
- ・電子メール kenchiku@city.hirakawa.lg.jp
- ・FAX 55-7486
- ・建築住宅課へ持参

意見提出の際のご注意

- ・電話など口頭でのご意見はお受けできません。
- ・記入漏れがある場合は受付できません。
- ・お寄せいただいたご意見について個別の回答はできません。

結果の公表 氏名・住所を除き、結果を集約し、市ホームページに掲載します。

問合せ 建築住宅課 都市計画係
☎ 55-7437（第2庁舎）

国民年金通信

～20歳になったら国民年金～



日本に住む20歳から60歳未満のすべての方は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。20歳になった方（厚生年金加入者を除く）には年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が届きます。

■国民年金のメリット

- ・老後を支える終身保障
「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。
- ・万が一の障害や遺族も保障
老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。
- ・納めた保険料の全額が所得から控除
家族の保険料を納めた場合、家族の分もまとめて申告できます。
- ・基礎年金の半分は国（税金）が負担
基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

■納付方法

- （1）納付書 （2）口座振替 （3）クレジットカード
- ・納付書での納付は、各窓口（金融機関、郵便局、コンビニ等）、またはスマートフォンアプリによる電子決済、電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）が利用可能です。
 - ・保険料の割引が受けられる前納制度や将来の年金を増額できる付加保険料制度もあります。

■保険料の納付が難しいとき

学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、以下の制度がありますので申請してください。

- ・大学、専門学校等の学生であるとき
学生納付特例制度
- ・経済的に保険料の納付が難しいとき
猶予・免除制度

問合せ 弘前年金事務所 ☎ 27-1339
市民課 市民係 ☎ 55-5309（本庁舎2階4番窓口）